

## (仮称) 坂出市手話言語条例（案）の概要について

### 1. 条例（案）の背景と目的

手話は、音声言語である日本語と異なる独自の言語体系を有する視覚言語であり、手や指、体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかし、これまでの長い歴史の中で、手話が言語として認識されてこなかったことや、手話を使用することのできる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者や手話を必要とする人は、必要な情報を得ることも他者とコミュニケーションを図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

このような状況の中、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）において手話が言語として認められ、今後は、手話を必要とするすべての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会を構築していくかなければなりません。

本市では、手話が言語であることを明確に位置づけ、手話に対する理解の広がりと社会的認知の拡大を図ることに関し、基本理念を定め、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってみんなで助け合うあたたかい地域共生社会の実現に寄与しようするものです。

### 2. 条例（案）の概要

#### ○基本理念

「手話が言語であるということ」を大前提として、すべての市民が相互に人格と個性を尊重することを基本として、手話への理解の促進および手話の普及を図っていきます。

#### ○市の責務

市は、手話の普及、あらゆる場面での手話による意思疎通の保障、ろう者の自立した日常生活および社会参加の機会の保障のため、必要な施策を講じていきます。

#### ○市民の役割

市民一人ひとりが社会の一員として、手話に关心を寄せ、理解しようとし、ろう者と交流することで、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

また、ろう者自身も、ろう者にとっての手話とは何かについての理解を広めるよう努めます。

## ○事業者の役割

サービス利用者としてのろう者と被雇用者としてのろう者の双方に対して、ろう者であることによる情報不足や不当な差別等が起こらないよう配慮するよう努めます。

## ○施策の推進

市は、基本理念にのっとり、以下の施策を推進します。

- (1) 手話に対する理解および手話の普及を図るための施策
- (2) 手話による情報の発信および情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使いやすい環境の構築のための施策
- (4) 手話通訳者の確保および養成その他手話による意思疎通支援者のための施策
- (5) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (6) その他市長が必要と認める施策

なお、坂出市の障がい者施策を総合的に推進していくための計画である「坂出市障がい者福祉計画」との整合性を図りつつ、関係課と連携しながら推進していくこと、また、市が手話に関する施策の推進に当たっては、必要に応じ、ろう者、手話通訳者その他の関係者から意見を聞くとともに、必要な財政上の措置も講じていきます。

# （仮称）障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）の概要について

## 1. 条例（案）の背景と目的

私たちが充実した生活を送る上で、まわりの人とコミュニケーションを図ることは欠かすことのできないものです。

「障害者の権利に関する条約」で定義されたように、コミュニケーション手段は、音声言語、手話、文字表記、点字、拡大文字、平易な言葉など多様なものがあります。しかしながら、本市においてはこのようなコミュニケーション手段に対する市民の理解が十分に進んでいるとは言えず、障がいのある人もない人もお互いにコミュニケーションを図ることの困難さを経験しています。

また、私たちは生活のさまざまな場面において、音声や文字などから情報を取得していますが、障がいのある人はその障がい特性によって必要な情報を十分に得られていないことがあります。

本市では、障がいのある人の情報保障およびコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な方針を定めることにより、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の普及および利用を促進し、すべての市民が共存することのできる地域社会の実現に寄与しようとするものです。

## 2. 条例（案）の概要

### ○基本理念

障がいのある人もない人も情報を取得し、コミュニケーションを円滑に行う権利を最大限に尊重します。

また、情報保障ならびに多様なコミュニケーション手段の普及および利用の促進は、障がいのある人との人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行わなければならぬものとします。

### ○市の責務

市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解および利用を促進し、障がいのある人が安心して情報を取得し、コミュニケーション手段を利用できる環境整備のため、必要な施策を講じていきます。

### ○市民の役割

障がいのある人にとって、さまざまなコミュニケーション方法があることを理解し、

配慮に努めます。

## ○事業者の役割

障がいの特性に応じたコミュニケーションの必要性を理解し、市の施策に協力するものとします。また、情報の取得およびコミュニケーションができるようするための合理的配慮を行うよう努めます。

## ○施策の推進

市は、基本理念にのっとり、以下の施策を推進します。

- (1) 情報取得およびコミュニケーションの保障について、市民および事業者の理解を深めるための施策
- (2) 障がいのある人も安心してコミュニケーション手段を利用できる環境の整備に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の養成、研修、派遣および設置に関する施策
- (4) 災害時における情報の提供および取得ならびに意思疎通支援者に関する施策
- (5) その他市長が必要と認める施策

なお、坂出市の障がい者施策を総合的に推進していくための計画である「坂出市障がい者福祉計画」との整合性を図りつつ、関係課と連携しながら推進していくこと、また、市が多様なコミュニケーションの利用に関する施策の推進に当たっては、必要に応じ、さまざまな関係者から意見を聞くとともに、必要な財政上の措置も講じていきます。